

■ 対象となる補聴器の種類及び基準額一覧

助成額は、以下の表に定める1台当たりの基準価格の100分の106に相当する額又は補聴器の購入・修理に要した費用のいずれか低い額の3分の2を限度とします。

(1) 購入及び更新基準

補聴器の種類	1台当たりの 基準価格(円)	基準価格に含まれるもの	耐用年 数
軽度・中等度難聴用ポケット型	44,000	補聴器本体(電池を含む) ただし、電池については補聴器 購入又は更新時のみの付属品で あり、修理による支給は認めら れない。 ※イヤモールドが必要な場合 は、基準額に9,500円を加算す る。 ※ダンパー入りフックとした場 合は、250円を加算する。 ※デジタル式補聴器で、補聴器 の装用に関し、専門的な知識・ 技能を有する者による調整が必 要な場合は2,000円を加算する。 なお、加算については補聴器 1個当たりの価格とし、購入又 は更新時に1回のみ算定でき る。	原則と して 5年
軽度・中等度難聴用耳かけ型	46,400		
高度難聴用ポケット型	44,000		
高度難聴用耳かけ型	46,400		
重度難聴用ポケット型	59,000		
重度難聴用耳かけ型	71,200		
耳あな型(レディメイド)	92,000		
耳あな型(オーダーメイド)	144,900	補聴器本体(電池を含む) ただし、電池については補聴器 購入又は更新時のみの付属品で あり、修理による支給は認めら れない。	
骨導式ポケット型	74,100	①補聴器本体(電池を含む) ②骨導レシーバー ③ヘッドバンド ただし、電池については補聴器 購入又は更新時のみの付属品で あり、修理による支給は認めら れない。	
骨導式眼鏡型	126,900	補聴器本体(電池を含む) ただし、電池については補聴器 購入又は更新時のみの付属品で あり、修理による支給は認めら れない。	

		※平面レンズが必要な場合は、基準額に1枚につき 3,800 円を加算する。	
受信機	97,300	※受信機、ワイヤレスマイク又はオーディオチューを必要とする場合は、左記に掲げる額を加算することができる。	
ワイヤレスマイク (充電池を含む。)	135,400		
オーディオチュー	5,250		
知事が必要と認める特例補装具	知事が必要と認める額 (注)	知事が必要と認めるもの	

注：特例補装具に係る助成を行う場合は、事前に県と協議を行うものとする。

(2) 修理基準

修理に要する経費の額の基準については、「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」(平成 18 年厚生労働省告示第 528 号。以下「告示」という。)別表の 3 修理基準 (8) その他の表に掲げる交換の額。